

質 問 者

大阪府議会議員 笹川 理

質問予定概要

	質問日	令和8年6月16日 5番
発言の種別	・代表質問 ・一般質問	
発 言 の 要 旨		答弁を 求める者
項 目	内 容	
1. 議員定数条例改正案の考え方	<p>① 大阪府議会の議員定数は、将来的には「33～36議席」が相応しいと考えており、議員定数を全国で最もスリムな議会、すなわち「77議席以下」にすることに賛成していることから、本条例改正案にある「73議席」に削減すること自体には、反対するものではない。</p> <p>しかしながら、本改正案は、前回の改正においても先送りとなった「一票の較差」を2倍以下に是正することや、そのために必要な任意合区等の手立てを講じず、「一票の較差」を前回の「2.19倍」から「2.32倍」に拡大させてしまっている。</p> <p>また、議会改革検討協議会において取りまとめられた『議員定数に係る論点に対する基本的な考え方』において、条例改正案の提出会派である貴団は「是正すべき」と明言されている。</p> <p>一票の較差は、有権者が「一人一票」で投じる選挙制度であることから、平等性、公平性、一票の重み、そして、政務活動費の同額支給などの観点を踏まえ、「一票の最大較差は 2.0倍以下」となるよう努力すべきである。</p> <p>今回の改正で、「一票の較差」を是正する手立てを講じないのは、なぜか。</p>	提出者
	② 提出会派が言う「一票の較差」の「是正」とは、何倍以下が適正であると考えているのか。	提出者
	③ 必要最小限の任意合区をすれば、「一票の較差」を縮めることができるが、なぜ行わないのか。	提出者
	④ 有権者への周知期間を考え、任意合区しないのだとすれば、いつ時点であれば可能だったのか。	提出者
	⑤ 議会改革検討協議会では具体案を示さず、定例会最終日に条例改正案が提出され、即日採決となる方法を取ったのは、なぜか。	提出者